○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第二百十号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
第一節　運送（第三条・第五条）
第二節　運送の申込及び引受け（第六条・第十七条）
第三節　積付け（第十八条）
第四節　貨物の受取及び引渡し（第十九条・第二十六条）
第五節　指図（第二十七条・第二十八条）
第六節　事故（第二十九条・第三十一条）
第七節　運賃、料金等（第三十二条・第三十三条）
第八節　責任（第三十四条・第三十五条）
第九節　運送引受書（第三十六条・第三十七条）
第三章　雑則（第三十八条・第四十四条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別積合せ貨物運送をも行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送をも行います。

（利用約款）

第二条　当店の約款のうち、貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところによります。

2　より、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の優先）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物が運送される場合その他の事由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期期間）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送地期間　貨物を受け取った日を含む二日

二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百五十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

三　集荷期間　集荷及び配達を行う場合にあっては、各一日

2　前項の規定による引渡期間の開始の時の後、貨物の引渡しがあったときは、これをもって運賃とします。

第二節　運送の申込及び引受け

（運送の申込み）

第六条　当店に貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

一　申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二　貨物の種類、重量及び容積並びに荷造りの種類及び種数

三　集荷及び配達は発送及び到着する場所及び時期

四　運賃及び料金の支払方法

五　運送の希望期間

六　運賃、料金等（第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する特殊取扱料等をいう。）、第三十二条第一項に規定する割増料金又は第六十二条第一項に規定する割引料等をいう。）、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法

七　払戻し請求の有無

八　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

九　高価品であるときは、その価額及び品目

十　第六十二条に規定する貨物の損傷又は紛失の補償を請求するときは、その旨

十一　第六十二条第一項に規定する特殊取扱を要求するときは、その旨

十二　運送装置に付けようとするときは、その旨

十三　特別約束があるときは、その内容

十四　その他の貨物の運送に関し必要な事項

2　前項に掲げる事項のうち、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当店が適当であると認めるもの（以下「電子情報処理組織等」という。）により運送の申込みを行う者は、当店の指定する方法により、当該運送申込書の提出に代えて、当該運送申込書に記載すべき事項を当店の電子情報処理組織等に入力する方法により提供しなければなりません。この場合において、当該運送申込書を提出したものとみなします。

（運送の引受け）

第七条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送引受書を交付します。次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

一　集荷及び配達又は発送及び到着する予定日時

二　運賃、料金等の額

2　当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

（貨物の種類及び性質の確認）

第八条　当店は、前条第一項の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることができます。

2　申込者が前項の場合において、貨物の種類及び性質を通知しないときは、その貨物の種類及び性質を当店が適当と認めるものとします。

3　当店は、前項の規定により品種を定めた場合において、貨物の種類及び性質が通知したものと異なるときは、申込者に品種の変更を求めることができます。

4　当店が、第一項の規定により品種を定めた場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したものと異なるときは、申込者に品種の変更を求めることができます。

（運送の拒絶）

第九条　当店は、次の各号の一に該当する場合は、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当店の運送設備に支障があるときであるとき。

二　申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による品種の変更を求めても、なおこれらの規定に違反するときであるとき。

三　当該運送に適する設備がないとき。

四　当該運送に関して、申込者から特別の負担を求められたとき。

五　当店の約款の定めに従い、法令や取扱方針により運送の拒絶に応じることが適当であるとき。

六　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（運賃品及び貴重品）

第十条　運送の申込みに係る貨物が次に掲げるものであるときは、次に掲げるものをいいます。

一　貴金属、宝石、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、商品券その他の有価証券並びに白金その他の貴金属、ワイン、ウイスキーその他の酒類、金剛石、紅玉、緑柱石、翡翠、真珠その他の宝石、象牙、べっこう、琥珀及びこれらの製品

二　美術品及び骨董品

三　容器内及び荷造り容量当たりの価格が二万円を超えるもの（動物を除く。）

2　前項第一号の一キログラム当たりの価格の計算は、一何程つづに、これをします。

3　この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

（運送の申込書記載事項等）

第十一条　当店は、荷受人（第七条第一項の運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が運送の申込みを行う際、運送を円滑かつ適切に遂行するために必要な事項を明らかにすることが適当であると認めるときは、当該荷受人にとって真の有利と認められるところによって、当該貨物の運送をします。

（荷造り）

第十二条　荷受人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の段階別等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

2　当店は、荷造りが十分でないと認めるときは、必要な荷造りを要求します。

3　当店は、荷造りが十分でない貨物があっても、他の貨物に対し損害を与えないと認めるときは、荷造りの不備による損害を負担することを条件として、その運送を引き受けることがあります。

（外装表示）

第十三条　荷受人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認める事項については、この限りでありません。

一　荷受人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　個数

三　容積

四　その他運送の取扱いに必要な事項

2　荷受人が、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示にかえることができます。

（貨物の運送）

第十四条　当店は、動物その他特殊な貨物を運送することを拒絶することがあります。

2　当店は、次に掲げる貨物の運送を引き受けたときは、荷受人には荷受人に対して次に掲げるものを請求することができます。

一　当店に対して、集荷、持込みの又は受取の日時を指定すること。

二　当該貨物の運送に当たって、付帯業務を行うこと。

（危険品に関する情報）

第十五条　荷受人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、その旨を当該貨物の品名、性質、その他の貨物の運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

（運賃等の請求）

第十六条　当店は、荷受人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関に連絡して運送することがあります。

（利用運送及び利用運送手数料）

第十七条　当店は、荷受人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用して運送することがあります。この場合において、あらかじめ、荷受人に当該貨物自動車運送事業者の行う運送の内容を通知します。

2　当店は、前項の利用運送を行ったときは、第三十二条第一項の運賃料金表に定める利用運送に係る手数料を収受します。

3　特別な手配を要する利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別途規則で定める手数料を収受します。

4　第一項の通知をしなかった運送について、当店の責によらず利用運送を行う場合があります。この場合において、利用運送に係る手数料は収受しません。

第三節　積付け

（積付け）

第十八条　貨物の積付けは、当店の責任において、これを行います。

2　シート、ロープ、網状天蓋、充てん物その他の保護用品は、運送事業者自動車運送事業者が準備しているものを除き、荷受人又は荷受人の負担とします。

第四節　貨物の受取及び引渡し

（受取及び引渡しの事実）

第十九条　当店は、運送申込書に記載された要件又は発送地において荷受人又は荷受人の指定する者から貨物を受取り、運送申込書に記載された配達先又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

（管理責任に対する引渡し）

第二十条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとします。

一　荷受人が引渡先に不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者

二　船舶、航空機、鉄道等が引渡先の場合には、その事業者又はこれに準ずる者

（貨物保管の責任）

第二十一条　当店は、貨物に関し受取るべき運賃、料金等又は立替金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしないことがあります。

2　前項の支払を受けないことにより生じた損害については、当店は、責任を負いません。

（指図の受書）

第二十二条　当店は、荷受人を指定する場合には、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取に関する指図を文書をもって通知します。

2　前項の指図を受けた荷受人は、その貨物の受取に関する指図を当店に対し、前項に規定する期間内に通知します。

3　当店は、前項の規定により通知をしたときは、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取に関する指図を文書をもって通知します。

4　前項の規定により通知を受けた荷受人は、その貨物の受取に関する指図を当店に対し、前項に規定する期間内に通知します。

（引渡不能の貨物の処置）

第二十三条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は荷受人が受取を拒絶した貨物が、荷受人の責に帰すべき事由によって、当店の指定する期間内に荷受人の所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の受書）

第二十三条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は荷受人が受取を拒絶した貨物が、荷受人の責に帰すべき事由によって、当店の指定する期間内に荷受人の所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（引渡不能の貨物の処置）

第二十三条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は荷受人が受取を拒絶した貨物が、荷受人の責に帰すべき事由によって、当店の指定する期間内に荷受人の所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の引渡しをしないときは、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告します。

3　当店は、前項の規定により貨物の引渡しをしないときは、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告します。

4　当店は、第一項の規定により貨物の引渡しをしないときは、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告します。

（引渡不能の貨物の性質）

第二十四条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二条第二項の場合には、その貨物を倉庫営業者に寄託することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の保管をしたときは、遅滞なく、その旨を荷受人又は荷受人に対して通知します。

（引渡不能の貨物の処置）

第二十五条　当店は、第二十二条の規定により荷受人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷受人から指図を受けないときは、その貨物は、第十二条の規定により荷受人に対して通知すべきことを求めた場合において、荷受人から通知